

## 令和4年度沖縄県障害者自立支援協議会 議事録

日 時：令和5年1月27日（金）13:30～16:00

場 所：県庁6階第1特別会議室

出席者：

（委員）※の委員はWEBにて参加

※伊波 剛	（福）五和会 地域生活支援事業所 うむさばる 主任相談支援専門員	
※玉那覇 奈々	（福）ハジ 福祉会 グリーンホーム相談支援事業所 PONT 主任相談支援専門員	
※小浜 ゆかり	（特非）わくわくの会 さぽーとせんたーi 所長	療育・教育部 会長
※山城 涼子	（一社）精神保健福祉士協会 副会長・（医）晴明会系満晴明病院 地域医療リハビリ部長	
※城間 政次	沖縄県特別支援学校校長会 会長・沖縄高等特別支援学校 校長	
稲田 政博	教育庁県立学校教育課 主任指導主事	
※名倉 彰子	沖縄障害者職業センター 所長	
※阿部 慎哉	南部地区障がい者就業・生活支援センター ブリッジ センター長	
※東金城 彰一	公募による選出委員	
※長位 鈴子	公募による選出委員	
※増山 幸司	沖縄県精神保健福祉会連合会 事務局長	
※島 粒希	（一社）沖縄県知的障害者福祉協会 会長 （福）楓葉の会 理事長	
※中本 成子	八重瀬町 社会福祉課 課長	
※内原 英政	石垣市 障がい福祉課 課長	

※島村 聡	沖縄大学 教授	権利擁護部 会長
※安村 勤	北部圏域アドバイザー・(特非) 名護市障がい者関係団体協議会	住まい部会 長
※津波古 悟	中部圏域アドバイザー・(一社) 人文福祉会	相談部会長
※溝口 哲哉	南部圏域アドバイザー・(特非) おきなわ障がい者相談支援ネットワ ク	
※下地 晃次	宮古圏域アドバイザー・(特非) マーズ	就労部会長
宮平 道子	子ども生活福祉部 部長	

( 欠 席 )

勝連 啓介	医療法人へいあん 発達相談クリニックそえ〜る 院長	
-------	---------------------------	--

( 事 務 局 )

友利 公子	子ども生活福祉部 子ども福祉統括監	
普天間 みはる	子ども生活福祉部 障害福祉課 課長	
前原 めぐみ	子ども生活福祉部 障害福祉課 副参事	
上間 勝盛	子ども生活福祉部 障害福祉課 地域生活支援班 班長	
仲村 美幸	子ども生活福祉部 障害福祉課 地域生活支援班 主査	相談部会担当
大城 賢史	子ども生活福祉部 障害福祉課 地域生活支援班 主任	療育部会担当
松堂 秀太	子ども生活福祉部 障害福祉課 地域生活支援班 主事	就労部会・住ま い部会担当
與儀 桂	子ども生活福祉部 障害福祉課 計画推進班 班長	
山城 正也	子ども生活福祉部 障害福祉課 計画推進班 主査	権利擁護部会 担当
金城 信尚	子ども生活福祉部 障害福祉課 事業指導支援班 班長	
島袋 慎吾	子ども生活福祉部 障害福祉課 事業指導支援班 主査	サビ管 WG 担 当
伊野波 智美	子ども生活福祉部 障害福祉課 事業指導支援班 主査	強度行動障害 WG 担当

## 議 事：

### 1 報告事項

#### 1) 各圏域における令和4年度活動報告（各圏域アドバイザーより）

##### (1) 北部圏域の活動報告（資料 P9-P12 参照）

◇安村委員：相談部会の報告、北部圏域では、相談支援事業所 16 か所、10 箇所が 1 人事業所となっていて、人材育成、資質の向上を目指して研修を開催している。フォローアップ研修として市町村職員向けに研修を開催、サビ管連絡会を 2 カ月に 1 度、年に 1 回の研修を行っている。また、地域移行・地域定着のワーキングを相談部会のぶら下がりとして開催している。

療育・教育部会については 2 つの柱、発達障害児支援体制整備、医療的ケア児を必要とするご家族が利用できる資源や制度についてということを進めており、情報を共有している。

就労部会では、事業所の実態の把握についての検討、市町村の就労部会の普及の促進のために連絡会議の開催や就労支援員のスキルアップのための研修会を 2 月に予定。

住まい・地域支援部会については、地域生活支援拠点等の体制整備についてのニーズの掘り起こし等をすすめながら、6 月と 1 月に地域住まい暮らし部会を開催した。また、1 市町村 1 事例については相談部会で報告している。

##### (2) 中部圏域の活動報告（P13~P14 参照）

◇津波古委員：相談部会では、「相談員のやりがいと魅力について」ということで 10 月に研修を行っている。1 人事業所（相談支援事業所）が多いので、法人内でのフォローアップが厳しいということもあり、そういった相談員への支援について各市町村の相談支援体制整備の推進を目的に、2/17 に基幹相談や委託相談の役割について、をテーマに相談支援従事者研修を開催予定。また、先に紹介した 10 月に行った研修の際に、相談員のスキルアップの研修を持って欲しいとの声を受けて、3 月に再度研修を予定。「来て！見て！みらい発見！お仕事体験ウィーク」（中部圏域 4 部会合同研修）、資料では取りやめとなっているが、2 月に開催の方向で調整している。

療育・教育部会は、医療的ケア児コーディネーター連絡会の開催、保育所等訪問支援事業所連絡会の開催、放課後等デイサービスの実態調査結果の中部圏域における課題等協議を予定している。医療的ケア児コーディネーター連絡会は 3 月に開催予定、そこではコーディネーター研修を修了した方々に集まっていただき、ネットワーク構築を図っていく。保育所等訪問支援事業連絡会についても、情報交換のために 3 月に開催予定（今年度から新たにスタートしたもの）。（放デイの）アンケートの調査の結果については、今後検討。

就労アセスメントツール(BWAP2)の実践等については中部圏域の取組としてではなく、発達障害者支援センターが主催し、全県向けの研修として開催予定。就労部会については、現在、部会を設置している市町村は圏域の中で 4 市町村となっており、他の市町村において就労に係る協議の場の設置推進に取り組む。

住まい地域支援部会について、一市町村一事例について、圏域アドバイザーの市町村巡回にてコーディネーターが同行し、説明や取組確認を行った。また、第 2 回の相談支援従事者向けの研修について、住まい地域支援部会と相談部会がタイアップして行う予定。

### (3) 南部圏域の活動報告 (P15~P16 参照)

◇溝口委員：南部圏域の相談支援部会は毎月開催されているのが特徴となっている。相談部会には、各市町村の代表が集まって参加している他、それぞれの部会（住まい地域、療育、就労）の部会長にも参加してもらい、部会間の情報共有を図っている。相談部会の取組としては、7月に相談支援体制の現状や、法定研修の内容や自立支援協議会の重要性等に係る研修会を開催した。今後、相談支援専門員のモチベーションアップ、市町村の課題の整理をしていきたい。また、2回目の研修を2月に開催予定で、基幹・委託・計画相談の連携について実践事例の報告を予定。基幹・委託・計画相談の連携が課題として挙がっていたこともあり、次回の研修では、市町村の動きについての情報共有をしながらよりよい連携に向けてどうしていくかグループワークを行う予定。また、最近の相談部会では、市町村をまたいだ支援についての連携の取りづらさについて、意見があがっていた。

療育・教育部会のテーマとしてはエイブルの普及と医療的ケア児の支援体制整備について、が挙がっている。11月に医療的ケア児の研修を開催、事例についての報告を、2市町村からしてもらい、学び合う場となった。

就労部会では、事業所が増えてきている中でどう連携していくかが課題となっている。障がい者の消費者被害未然防止研修を9月に開催、消費トラブルにまきこまれてしまう方への支援について考える機会となった。また、就労支援事業所の取組の報告、意見交換の場を11月にもっている。次年度も開催予定。

住まい地域支援部会は、部会の下に地域移行・定着ワーキングを設置し、年に3回ほど開催して事例の積み上げに取り組んでいる。

### (4) 宮古圏域の活動報告 (P17~P20 参照)

◇下地委員：宮古は一市一村の圏域となっており、部会としては、相談支援部会と療育教育部会の2つで組織されている。相談支援部会を年に2回開催。相談支援部会の取組として宮古圏域相談支援従事者研修会があり、1回目を6月に実施、2回目を2月に予定。サービス管理者連絡会（児発管含む）については年に4回開催。意見交換やアセスメントやモニタリングについての勉強会、サービス等利用計画と個別支援計画の連動性についての重要性について学んでいる。

療育・教育部会は年に2回の開催、障害児等療育支援事業担当者会議（2回開催）や、ペアレントプログラム研修の開催、発達障害に係る圏域別研修（えいぶるノート）の開催などに取り組んでいる。就労部会、住まい・地域支援部会は圏域では設置されていない状況。

### (5) 八重山圏域の活動報告 (P21~P22 参照)

◇（事務局）仲村：八重山圏域では圏域アドバイザーの配置ができていないが、本島の3名のアドバイザー、宮古圏域のアドバイザー、コーディネーター事務局の山城様に協力して支援を行っている。今年度から相談支援部会を立ち上げ、5月に第1回相談部会、7月に第1回ワーキングを開催、人材育成ビジョンや相談支援体制整備についての説明を行っている。また8月に開催した第2回ワーキングで事例検討を行っている。2月に第2回の相談部会を予定。

療育教育部会は、1月に研修を実施、教育と福祉の連携についての研修を行っている。

就労部会については、就労支援事業所の課題の共有（実践報告研修会を開催）や教育機関との連携について検討。就労アセスメントツール（BWAP2）の活用方法に係る研修を開催予定（がじゅまー主催）。

住まい地域支援部会では、アルコール依存症の方への支援についてガイドブックの作成、事例検討を行っていく。部会については2月に開催予定。

◇溝口委員：相談支援部会については今年から部会長をさせてもらっている。石垣市の相談支援専門員の話聞くことから始めており、相談支援専門員がかなりケースを抱えている状況が見えてきている。相談支援専門員だけに責任を負わせる状況は良くない、障害福祉全体の課題として捉えていただきたいと思っている。今後、皆さんの協力もいただきたい。

## 2) 各部会の令和4年度活動報告

### (1) 相談支援・人材育成部会の活動報告（P24~P50 参照）

◇（事務局）仲村：時間も限られているため、ケアマネワーキングと新設されたピアサポートワーキング、離島支援ワーキングに時間を割いて説明したい。

まずP25からの初任研ワーキング、サビ管ワーキング、主任研ワーキング、現任研ワーキング、強度行動障害ワーキングについて報告している。これらのワーキングでは、法定研修についての運営や現状等の確認を行っている。

続いてケアマネワーキング（P24）では、6つのテーマを柱に取組を実施したが、特に紹介したい項目を報告させていただく。2点目の相談支援事業所の運営体制強化に向けた取組については、昨年度のアンケートから、相談員は増えているものの、サービス利用者もそれ以上に増えていて負担が増大していること、3年・5年の壁があり離職する相談員が多いこと、相談支援事業所として取れる加算がとれていないという実態が見えてきたので、県としても取り組みが必要と考え、10/27に厚労省から相談支援専門官を招いて市町村向けに研修をしている。加算取得に係る事務負担軽減について、改めて相談支援専門官より解説していただいた。

次に、4点目と5点目の基幹相談支援センター連絡会等について、2月に研修を予定。今年度から主任研ワーキングとタイアップし、主任相談支援専門員の協力を得て研修を企画している。ある日、自分が障害をもってしまったらという想定での演習や、緊急預かりの事例を経験した市町村に実践事例の報告をしてもらう研修を企画している。

最後に、放課後等デイサービスに関する実態調査について（関連資料 P74~P98）報告を行う。沖縄では、児童千人あたりの放課後等デイサービス事業所の密集度が全国一になっている一方で、サービスの質や支援の在り方に差があるという声があがっていたため、市町村を対象とした調査を実施する事となった。本調査には、42市町村中34市町村が回答、電子システムを利用して調査を実施した。P75の障害児数と事業所数を見ていただくとわかるが、右肩あがりに増加している。P77の障害児支援利用計画の策定状況について、セルフプラン率が前年度の0.8%の4倍近い3.8%になっている。児の計画作成については、関係機関が多く連携に負担があるとの理由で受入を避ける傾向があるという声が昨年度の相談支援専門員へのアンケートからもあがっていて、それが反映された形になっている。

令和5年度までに設置が求められている児童発達支援センターについては、未設置が

多い。日中一時支援事業については、受入事業所が限られており、市町村からの意見にもあったが、放デイの支給決定の面でも課題が挙がっている。

医療的ケア児を受け入れている放課後等デイサービスの事業所(P91 参照)については、放デイの事業所自体は多いものの、医ケア児を受け入れる事業所は 10%程度と少ない(市町村が把握しているもの)。また、不登校支援の対応をしている事業所と学校の連携についても聞いているが、その連携も厳しい様子。事業所におけるサービスの質の提供について、法律違反ではないが必ずしもふさわしくないと考えられる支援内容について、多いものとして挙げられたのが、単なる児童の預かりになっているというものや、個別支援計画がずっと同じ等といったことが挙げられた。この結果については、ケアマネワーキングでの分析等を行い(2月に開催)、県・圏域等の療育教育部会等へも共有していきたい。

ピアサポートワーキングで検討しているピアサポート研修について(P31 参照)、段階的な研修の実施などワーキングで研修のあり方や内容について検討している。

今年度立ち上げた離島支援ワーキングについては(P41~P50 参照)、社会資源の少ない小規模離島における課題等について意見交換を行っている。粟国村、伊平屋村、伊江村において、取り組みの好事例があり、それらについてもワーキングで紹介、検討を実施した。

◇津波古委員：(ケアマネワーキングの補足説明) モニタリングを増やすことによって相談支援専門員の負担軽減及び質の確保が目指せるのではないかという意見があったが、(持ち件数が多い中で) モニタリングを増やしても請求ができなくなる可能性があるとの意見もあり、各市町村の相談支援部会とタイアップしなければならないと考えている。

また市町村で相談支援専門員の育成をしていく必要があると感じており、そのためにも市町村の職員が相談支援について理解していただかなくてはならないと思うので、ケアマネジメントプロセスについて、5月、6月の早い段階で市町村職員向けに研修をしていきたい。基幹相談支援センター連絡会議、地域生活拠点等整備については、コロナの状況の中で地域生活拠点整備の動きが広がるのではと思ったが、各市町村における緊急一時保護の取り組みについては、まだまだ課題が多い状況にある。放課後等デイサービスのアンケート結果については、療育、特に中高生の療育の在り方についての課題があがってきている。4時~5時に学校が終わりその後、30分ほどの利用になっているという声も聴いているので療育の在り方についてしっかり考えてもらいたい。

◇安村委員：離島支援ワーキングにおいて3村の取組を紹介。離島の15市町村のうち8市町村に離島支援ワーキングに参加してもらった。小さい離島間での情報交換ができていない、人口1000人以下での相談支援体制整備についての厳しさなどがある。

粟国村においては島外の事業所に委託相談をお願いしている等の状況を共有、今後も離島間の情報共有を行っていきたい。

◇溝口委員：研修関係、初任研、現任研、主任研、ピアサポート研修について補足したい。研修はサビ管も含めて考えたときに、研修そのものが複雑化しており、情報発信する際に気をつけていかないといけない。各圏域の部会の研修などで法定研修についての説明をしているが情報を届けるために工夫が必要と感じている。

(2) 療育・教育部会の活動報告 (P51 参照)

- ◇(事務局) 大城：部会を年1回開催し、各圏域の教育療育部会の取組状況を確認している。今年度初めて実施された障害児移行支援ワーキングの状況についても情報共有した。このワーキングは児童の入所施設からサービスを移行するための話し合いをしていて、その中で、地域へ移行する際に支給決定の市町村をどこが担うのかについて課題があがっていた。また、沖縄県発達障害者支援センターよりサポートノートえいぶるに関する調査結果の報告があり、親御さん向けの動画を作成したことの報告があった。えいぶるの普及がまだまだ不十分なため、そこへ向けての意見交換も行っている。事務局からは、医療的ケア児センター、子ども家庭庁の簡単な情報共有を行っている。
- ◇小浜委員：療育教育部会について補足したい。医療的ケアが必要なお子さんの通学支援の問題や家族のレスパイトに関する課題が圏域からもあがっている。長年の継続的に挙がっている課題で、解決に向けて具体的な対策を考えていきたいということだった。医療ケアのワーキングや部会も設置されているのでそこで考えていきたい。

えいぶるについては、まだまだツールとして認知されていないことが課題とのことで、沖縄県発達障害者支援センターが作成している補助動画を使いながら、各市町村で普及にすすめていけたらと考えている。えいぶるが少し使いづらいといった声もあり、改良に向けてワーキングを立ち上げたいという意見もあがっていた。
- ◇伊波委員：今年度から設置された障害児移行支援ワーキングについて補足したい。このワーキングの目的としては、障害児が入所施設から円滑に成人期に移行する際に関係機関が連携して、スムーズな移行の調整ができるようにということ意見交換等を行っている。障害児入所施設(福祉型・医療型)の職員、児童相談所、市町村、相談支援専門員等がワーキングに参加。実態調査や入所施設の職員の具体的な取組を共有している。支給決定をどこが主体となって行うかということや、地域への移行ということではあるが、家庭基盤が弱い児童については入り口支援の際に出口支援も考えていくことが大事ではないかということの意見があがっていた。(今後は)移行支援における好事例についても共有していきたい。

### (3) 医療的ケア児支援部会 (P52~P54 参照)

- ◇(事務局) 比嘉：令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されたことを踏まえて、令和4年度から体制を強化するため部会を新設し、部会の下に医療的ケア児コーディネーターワーキングを設置している。第1回目のワーキングは11月に実施、部会は、1月に催している。そこであがった課題としては現場での看護師の不足があり、看護師を直接雇うのではなく、訪問看護からの派遣といったことで解決に至った事例の話も出ていた。

医療的ケア児は、医療と福祉の連携が重要、医師会からも部会の方に関わっていただけたらいいのではないかという意見があがり、現在、医師会の方にも打診中。台風時の発電機等の課題もあがっていた。医療的ケア児支援センター設置に向けた取組について(P53参照)は、センターの役割としては家族からの相談や助言など、関係機関への情報提供や研修となっており、家族への相談や助言を行うためには、様々な情報を事前に把握しなければならないこと、様々な関係機関との連携体制の構築が不可欠と思われる。

そのため、センター設置に向けてコーディネーターを配置して下準備をしていこうと考えている。令和5年度中に準備が整い次第、センターを設置していく。コーディネーターの業務としては、様々な関係機関との連携体制などを構築していくこと等があり、

そのコーディネーター委託業務を、令和4年1月に沖縄県肢体不自由児協会へ委託している。

◇小浜委員：部会の中では医療的ケア児をケアする人材の確保や定着について課題が大きいという声があがっていた。医療的ケア児を受け入れるにあたっては看護職の人材の確保が厳しいとのこと。看護協会の中では病院と人事交流などしているとの話があり、デイサービスや児童発達支援など看護師が配置されているところとの人事交流ができないかとの意見があった。また、潜在看護師の掘り起こしなどもできたらいいのではないか、地域の中での受け入れ体制については法律が整備されたものの理解が進んでいない状況もあるので、コーディネーター研修や支援者研修なども含めて啓発活動を積極的にしていく必要がある。

### (3) 就労支援部会の活動報告 (P55 参照)

◇(事務局) 上間：これまで福祉的就労ワーキングと一般就労ワーキングの2つのワーキングを設置していたが、議論を活性化させることを目的に今年度から就労支援ワーキングへ一本化している。就労支援における課題や好事例を共有していくことを目的に取り組んできた。会議の中では好事例として、読谷村独自の障害者雇用促進事業の紹介をしている。この事業は、コーディネーターを配置して、短時間の就労も含めて職へつなげながらも、企業への障害者理解も含めて定着にすすめていくための取組をしている。また、宮古島の就労支援事業所紹介の情報誌についても併せて紹介した。

ワーキングの中では物価高騰に伴う工賃の補償、特別支援学校のときからの親が就労系サービスへの理解を深める取り組み(説明会等)も必要ではないかといった意見が出ていた。このワーキングについては、今後も市町村での取り組みや好事例について情報収集していく。

就労支援部会については、圏域部会の報告、ワーキングの報告をしている。また、雇用政策課の方での在宅就労ニーズ調査結果の共有をしている。在宅ワークに興味はあるものの、障害者向けの雇用が少ないということが出ていた。令和4年度の雇用政策課の事業であるテレワークのモデル事業の紹介(現在3社が参加)・中間報告という形で行ったところ。引き続き、部会・ワーキングにおいて、市町村にける就労の協議の場の設置を推進していく。

◇下地委員：就労ワーキングが設置されて就労支援に特化した議論が行われた。ステップアップだけでなく、A型からB型へといった利用者にあった就労支援を考えていくことも必要という意見があがっていた。事業所間の課題の摺り合わせに課題を感じている。

### (4) 権利擁護部会の活動報告 (P56~P57 参照)

◇(事務局) 山城：権利擁護部会については、障害者の差別解消法等、権利擁護に関する議論をすすめてきた。まず、民間事業者における障害者の合理的拜領の提供義務化に係る周知啓発について報告したい。令和3年の法改正がされたが、令和6年度までに、これをどうすすめていくか。(教育現場での)具体的な事例があった方がいいのではないかなどの意見があった。また権利擁護研修(虐待防止研修)についての方向性の確認をしている。各市町村や職員向けの研修の取組は今後も続けていく。近年、経済的虐待虐待が増加しており、そのような虐待にも対応できるようなものがないのではと

いった意見もあがっていた。また、虐待認定率の数値については、まだ全容が把握できていないため低いのではないかといった意見なども挙がった。今年度は障害者虐待対応専門職チームの設置をどうすすめていくかといった議論も進めている。9月のワーキングで、他県では福祉士会と弁護士会と一緒に動くことが多いとのことで、今後事務局を社会福祉士会に委託して内容を詰めていくことになっている。高齢者と障害者を一緒にすすめている都道府県もある。

◇島村委員：今回、トピックとして虐待防止法の改正があり、責任者の義務付け、研修の義務付け等が行われたものの、どう対応していくかの枠組みが弱かったので、今回、ワーキングで、高齢者の虐待防止チームの枠組みを取り入れて、福祉士会と弁護士会と連携していこうということで合意がとれている。ただ、市町村との関係で、市町村が「困った」と言わないと、この虐待防止チームが介入することはできないので、市町村においての意識づけが弱い印象がある。

2つ目に差別解消法だが、令和3年に改正されており、3年以内に合理的配慮について民間にも求められることになった。実際の動きは、令和5年になることが考えられる。不動産についての要綱などでも、いまだに法令違反が見られる。民間に合理的配慮について広げる義務付けは意義があると思われる。

#### (5) 住まい・地域支援部会の活動報告（P58~P60 参照）

◇（事務局）上問：前年度に続いて、地域移行の一市町村一事例に取組、年に3回のワーキングを開催。その取り組み内容の概要として、各市町村における事例、好事例を共有しているところ。今年度は様式を少し変えており、課題解決の取組がわかるようにし、29市町村から提出をもらっている。報告のとりまとめをするにあたって、共通目標が見えるようにしている。住まい地域支援部会において、共有を図り、他の市町村の取組を知ることによって参考になると思われる。各圏域へも返していく予定。

事例報告の上手くいっている市町村の特徴としては、自立支援協議会を活用している、関係機関との連携ができる、このことが支援者の支援の質の底上げや安心感等につながっているとのことだった。個別事例を協議会で共有することで、地域課題としてとらえる、個別支援から学んでいく姿勢が大事、また、日ごろからの関係が大事とあがっていた。課題についての解決策を視える化しながら、ビジョン作りも最終的にできたらということ意見が出ていた。

◇安村委員：(P59 参照) 報告にあったように各市町村から事例を出してもらうことでそこから見えてくる圏域の課題、県の課題を整理している。そこで見えてきたのが、精神病院長期入院患者の高齢化、また、高齢分野との連携が重要ではないかということ。事例を整理して、市町村における地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めていきたい。

そのためにも、市町村自立支援協議会の活用、問題があってから集まるのではなく、関係機関が日頃から顔を合わせておくことがとても大事。好事例として、多良間村、うるま市、今帰仁村をあげているので、県の方から圏域、福祉事務所を通して皆さんへ情報共有する予定。特に中部のうるま市は市町村でコーディネーターを配置して、退院促進に向けて市独自の事業を行っている。

## 2. 意見交換等

◇長位委員：行政が弱いのは、職員が3年～4年で異動してしまうこと。これまで積み上げてきたことが継続できない体制があり、それが各市町村の相談支援体制の問題だと思う。市町村が相談員を支えきれずに、相談員が辞めてしまう、定着しないといったことにつながっているのではないか。

私は、宜野湾市の住まい地域支援部会に入っているが、グループホームありきの議論になっている。日本は障害者権利条約の批准をしておき、先だって国連から92項目が勧告されている。グループホームもある意味、施設と変わらないと（国連から）厚労省は言われていて、地域生活にどのように移行するかは具体的かつ迅速に行っていくべき。

地域生活及びインクルーシブ教育の部分について、特別支援学校だけではなく合理的配慮をすることによって、子ども達の障害特性に応じた学びの機会が保障されるのではないかということ、（日本政府は）ジュネーブで勧告を受けている。そういったインクルーシブの合理的配慮について計画の中に落とし込んでほしい。

虐待防止法について、グループホームに入る際に、避妊用のリングなどをつけることが要件になっているということが他府県で起こっているが、そういったことが沖縄でもないかを調べてほしい。知的障害をもった方たちが、それをしないと施設に入らないといけなくてということでは、強制的なことになってしまう。（この虐待に関しては）シビア且つ繊細な問題ではあるが、サビ管や施設を運営する側の方に対する教育の部分でぜひ触れていただき、理解をしていただきたい。

ピアサポーターを育成に取り組んでいるとのことだが、障害者がサービスを受ける際に、その計画を別の人に立ててもらうことは個人的には反対。制度について、障害者自身がわかるような説明やサポート体制づくりをし、一部でもセルフマネジメントをしていく方がいいのではないか。知的障害や精神障害があっても、制度について勉強する機会や学ぶことの補償は大事だと思うので社会福祉士会等を中心にそのような考え方をに入れてほしい。

共生社会条例が2014年県でできたがその後、改正されていない。協議会の中で、改正についてすすめていただきたい。条例を周知徹底させるため取り組まれていると思うが、実際にバスに乗る知的障害や行動援護の必要な方についてマスクができない、決まった席にしか座れないということがあり、バス会社への勉強会などを実施している。

当法人としても障害者への理解・条例の周知に係る取り組みを行っているが、未だ不十分。県の協議会でも条例を使って周知徹底していただいたら、こういう方たちの理解促進が進み、もっと移動できるのではないかと思う。

◇（事務局）仲村：すべての質問に今すぐにはお答えできないが、まず、相談支援体制に係る取り組みについて説明したい。市町村職員の異動によって協議会の体制に影響があることは、本県のみならず、他府県でも同様の意見が出ているところ。

沖縄県としてはこのような影響を抑えることを目的に、今年度から年度の早い時期に市町村職員向けに基礎研修を実施した。（相談支援従事者）初任研で学ぶ基本的な内容について、市町村職員が理解していないという声もあり取り組みを実施したところ。仕事をスタートしていく段階から同じ認識を共有して、取り組みを進めていけるように考えている。相談員の離職の件については、県としても重大な問題と考えている。相談支援

専門部会の方で相談支援体制強化の取り組みとして市町村連絡会議を実施しているが、一歩踏み込んで事務負担軽減につながる具体的な働きかけを市町村にしていこうと考えている。今年度を取り組みの第一歩として位置付け、市町村が相談員の離職の課題について、行政としてどのように対策を考えているのか、また県としてどのようなバックアップができるか、市町村への聞き取り調査等も予定しており、次年度の体制づくりに活かして参りたい。その他のところについては、未だ協議会の中では取り組みが進んでいないところもあるかと思う。事務局として一旦持ち帰って、今後の取り組みにどう活かすかを検討させていただきたい。

- ◇(事務局) 上間：地域移行の受け皿がグループホーム中心になっているのではないかとのことだったが、住まい地域支援部会の取り組みの中で、様々な事例が各市町村にある。例えば不動産業者が仲介に入って不安感を払拭するために、賃貸するだけではなくて何かあったときに相談に応じるといった取り組み事例もあった。このような事例を共有し横展開を図っていききたい。

インクルーシブ教育について、例えば医ケア児支援法が施行され、医療的ケア児も社会全体で支える動きの中で、取り組みをすすめており、例えば医ケア児を保育所などで受け入れることもそういったことにつながると考えている。先日、沖縄大学のシンポジウムで、保育所で医療的ケア児を受け入れた事例の紹介があり、医ケア児と他の子どもが幼いうちから触れ合う中で障害への理解や相互の成長に繋がるという話もあった。そういったこともセンターと連携しながらすすめていきたい。

- ◇宮平部長：ご意見のあったインクルーシブ教育や虐待防止の点について事務局で預かって、整理をしながら部会等で検討出来るか考えていきたい。

- ◇東金城委員：率直な感想として市町村も圏域も沖縄県もこんなに取り組んでいたのかという印象をもった。自分自身もサビ管として障害福祉に携わっており、それなりにアンテナを張っていたつもりだったがほとんど知らなかった。自立支援協議会についての存在そのものも見えていないので、議事録を公開することは勿論だが、それぞれの部会やワーキングの委員についても知りたいと思った。どういった方々が関わっているのかが分かれば、現場をよく知っているあの人が提言しているのであればと、今後の方針についての期待や安心感も得られるのではないか。

相談支援専門員の3年の壁が言われていたが、支援者として当事者のために何とかしたいと思っていても、事業所に雇われている身としては自分の思い描いている理想の支援が出来ないというジレンマもあるのではないか。支援者向けの研修も大事だが、管理者や経営者向けの研修も必要なのではないかと思う。

圏域によって研修体制に濃淡があるので、学びたい研修に圏域を超えて参加できないのか。県、市町村、圏域での取り組みを知らない方も多と思うし、障がい当事者の職員もいると思うのでアクセシブルな周知方法について再考していただきたい。

福祉の仕事は専門知識がなくてもプロとしての志がなくても働くことが出来る間口の広い世界でもある為、ハイレベルなものだけではなく学びやすい研修テーマの設定も必要だと思う。

- ◇(事務局) 仲村：相談支援体制の研修について、県としては、基幹相談支援センターの方、委託相談、市町村を対象にしており、なかなか全県向けと言うことで広く周知を行って

いないが、こういった中核となる方に発信して、それぞれの市町村にフィードバックしてほしいと期待をこめて研修を行っている。

事業所職員等の質の課題は他のワーキングでもあがっている。県内でもかなりの事業所があり、きめ細やかな研修をしていくというのは課題ではあるが、そこは市町村の協力もいただきたいと思っている。

市町村でどのように研修等に取り組んだらいいのか、協議会でどのように取り組めばいいのかについては、ぜひ圏域アドバイザーの皆さまをご活用いただきたい。

離島と本島で取り組みに格差がでていることが実情。今年度工夫したことの一つとしてご紹介させていただくと、オンラインを活用できるようになったことで、離島との話し合いもできるようになり、離島支援ワーキングを立ち上げている。宮古圏域と八重山圏域が北部圏域の研修に参加するなどの取り組みも実施したところ。圏域の福祉事務所の力は大きいので引き続き力を借りながら取り組みたい。また、離島の方も研修に参加しやすい雰囲気は作っていききたい。

◇増山委員：権利擁護の部分の話になると思うが、最近、精神疾患の方から（家族も含む）精神病院の処遇（長期入院等）等に関して話を聞いてほしいということが立て続けにあった。本人たちが納得できない状況があるとのことだった。また、当事者の方から沖縄県の共生社会条例の項目について追加して欲しいといった声、特に自己決定権の保障に関する事として、治療に関する選択権、インフォームドコンセントなどについて挙がっていた。条例に関するご意見はどこへ繋いだ方がいいのか。長位委員からもあったが、障害者権利条約の国連勧告ということ踏まえて、県条例のアップデートについて議論しても決して時期尚早ではないと感じている。

◇（事務局）與儀：共生社会条例の見直しについて、ご意見を承っている。自己決定権についてなど、この件については事務局に預らせていただきたい。

◇島委員：事前に資料はもらっているのですが、意見交換の時間が30分では短いと思う。報告は短めでもいいのではないかと。

長位委員からもあったが、厚労省が調査している北海道の施設（避妊の要件化）については、小さな町で入所施設がひとつしかない、小さい町では雇用の問題もあり意見を言える人がなかなかいないという状況で、権利の擁護が難しい面もあったかと思う。例えば、あるグループホームでコロナのワクチンを接種するのが要件となった場合、利用者が拒否したら施設側が虐待にあたるのか。

また就労部会について、法定雇用率はあがっているが、障害福祉予算も右肩あがりだと言われる。最近、一般就労についてのグレイゾーンとして課題になった記事があがっていた。その仕組みには、行政としては給付費が減る、企業としては法定雇用率が上がる、中間業者は利益を挙げられるという関係性がある。しかし、そこでは、本人の意思決定支援は置き去りになっている。国としては企業にそういったところ（障害者の就労支援）をしてほしいと思っているのではないかと感じてしまう。そこに福祉の分野がどう入っていくのか企業には福祉事業者は太刀打ちできなくなってしまうのではないかと。就労部会やワーキングでは先を見通した、視野を広げた議論も必要ではないかと。

◇（事務局）仲村：就労ワーキングの検討状況について触れたい。ご指摘あったように、就労支援も多様化していて、就労支援事業所の質の問題は様々な所からあがっている。県とし

でも就労に関する協議の場を活性化する必要を感じてワーキングを再編したところ。

就労支援ワーキングにおいて、事業所にはA型、B型、就労移行等があり、それぞれの目的等が違って、事業所目線での課題集約や議論が難しいという意見があった。

難しい課題がある中で何から取り組むべきか考え、今後、ワーキングでは利用者主体の支援をテーマに考えていく方向で議論している。

原点に立ち返り当事者の方々の望む生活・就労支援にむけて課題を抽出しているところ。例えば、市町村とワーキングがタイアップして、特別支援学校に通う生徒の親にまず就労サービスの説明等をしている事例等を紹介することも価値があると考えている。当事者の方に合った支援の仕方、支援者の育成について検討の力点を置いて取り組みを進めていることをご報告したい。

また、意見交換等の運営方法について事務局でも改善する方向で整理し考えていきたい。

◇宮平部長：本協議会で得られた意見等を踏まえ、障害福祉施策の推進に取り組んでいきたい。

本日はご参加いただきありがとうございました。